

其分候哉。其表番之儀、御油斷有間敷候。恐々謹言。

(天正十年)
三月廿四日

利家 在判

(上書)
五郎兵衛尉殿

前又左
利家

御返報

四月二日。前田利家越中より、能登奥郡の竹村源三等に、警戒を懈ること勿らしむ。

【中谷文書】 鳳至郡

一七二三

遠路音信之儀、祝着之至候。如書狀兩種到來、喜悅候。當表無異儀候。可心安候。其方用心已下、無由斷可被申付候。恐々謹言。

(天正十年)
卯月二日

(前田)
左
利家 在判

竹村源三殿

間淵源介殿

今村藤二郎殿

四月八日。上杉景勝、越中善徳寺に、柴田勝家

軍の加賀山内に敗れたりとの風聞あるを祝し、その越中に侵入するを防戦せしむ。

【善徳寺文書】 越中

一七二四

飛脚到來得其意候。仍而先達柴田山内相動候處、及防戦數千討取之由心地能候。次彼徒越中表相動候。魚津・松倉如何ニも堅固申付之間、可心安候。然者門跡至于五ヶ山邊御下向之由候。幸之儀候間、任兼日之首尾國中相催、可被揚放火事肝要候。有遲々者不可然候。越中・能州其國御門徒中於發向者、當國差合、今般凶徒之根切可成之條、有其心得、一刻片時茂早々被揚放火先尤候。恐々謹言。

(天正十年)
卯月八日

善徳寺

(上杉)
景勝 在判

(柴田が山内に出動して數千を討取られたりといふは、鷲森日記に三月朔日山内の一揆鎮定せられ、後その數百人が磔刑に處せられたりと記する事實に相當すべく、果して然らば勝利は却りて柴田方に在り

しものゝ如し。又文中に五ヶ山邊に來れる門跡といふは、本願寺新門跡教如を指す。善徳寺由緒略記にこの年三月下旬教如がその寺に下りて十數日滞在したることをいへり。

四月十三日。上杉景勝、柴田勝家軍に包圍せらるゝ中條景泰の越中魚津城に赴援すべきを報ず。加賀の藤丸勝俊、龜田長乘亦城中に在り。

【石母田文書】 陸前

一七二五

其表敵于今長陣之由、辛勞心盡中々痛入候。各心中之程思ひやり、心も心不成候。隨分之衆たてこもられ候故、城中無思ひも由、勿論左様ニ可有之と令察候。織部父子三人・喜四郎事は、すでニ謙信御芳志御眼力を跡々けがさず候間、此度之義不殘候。長與次も謙信御介抱之者ニ候間、尤其恥を可思候。若林・蓼沼事ハ、はた本のさねニ候間、是非無申事候。石口事何も兄弟共兼而及聞と云、此度旗本ニ召遣候上ハ、其しるし可有之と思詰候。安部事

ハ不及汰沙ニ候。藤丸事ハ於賀州覺者ニ候間、是又無是非候。龜田事ハ若者之事ニ候間、究而一かど可候條。

三河守、先年之一亂ニも無ニ候キ。其上年比と云無申事候。山本寺事、名字と云其身若きと云、代々弓箭之家ニ候間、此時究而是非と可思候。旁かゝる思ひもなき事ハ有まじく候。將又信州口仕置際明候間、此節令出馬・北國弓箭之可付是非候。依之爲先勢、能州朝倉・遊佐家中・兩三宅・温井、并其外上杉五郎・齋藤下野守・河田軍兵衛尉・石動山城者・境之城主、何も指越候。能州衆打立候を彼飛脚見届候間、可被爲才覺候。直馬ハ三日可爲跡候。直馬なき以前、まつくら其地重而指越人數と合、一あてがひ肝要ニ候。目出度於其表可申候。謹言。

天正十年

卯月十三日

中條越前殿

寺嶋六藏殿

吉江喜四郎殿

(上杉)
景勝